

相模原市教育委員会共催等名義使用承認取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、相模原市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に関する事業の共催又は後援する事業に係る名義の使用の承認(以下「共催等名義使用承認」という。)に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 教育委員会が主催者の一員として事業の企画又は運営に参加し、経費の一部を負担し、又は責任の一部を分担すること。
- (2) 後援 教育委員会が事業の趣旨に賛同及び奨励の意を表し、支援すること。

(団体の範囲)

第3条 共催等名義使用承認を受けることができる事業は、次の各号のいずれかに該当する主催者が実施するものとする。

- (1) 国、県、市町村その他公共団体又は公共性のある法人
- (2) 主な活動の目的が教育委員会の施策等の推進に寄与すると認められる法人その他の団体であって、次のいずれにも該当するもの
 - ア 主催者の存在が明確である事業を実施するもの
 - イ 規約、会則等の定めがあり、団体意思が明らかであるもの
 - ウ 堅実な活動実績を有し、又は活動が見込まれ、事業遂行能力が十分にあると判断されるもの
- (3) その他教育長が認める法人又は団体(前号アからウまでのいずれにも該当するものに限る。)

(承認基準)

第4条 教育長は、前条に規定する主催者が行う教育委員会の施策等の推進に寄与すると認められる事業で、次の各号のいずれにも該当するものについて共催等名義使用承認をすることができる。

- (1) 特定の会員等を対象としない一般に公開する事業であって、事業の範囲が市の区域を含むもの
- (2) 専ら営利を目的としない公益性のある事業
- (3) 特定の政党その他の政治団体の利害に関しない事業

- (4) 特定の宗教、宗派、教団等の利害に関しない事業
- (5) 特定の思想、史観又は立場にくみすると捉えられ、本市の教育行政の中立性を損なうおそれのない事業
- (6) 相模原市暴力団排除条例(平成 2 3 年相模原市条例第 3 1 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等及び同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものの利害に関しない事業
- (7) 入場料、観覧料、参加料等を徴収する場合にあっては、その額が適正である事業
- (8) 公序良俗に反しない事業その他社会的な非難を受けるおそれがない事業
- (9) 登壇者、発言者等が 2 人以上いる場合にあっては、その性別に偏りが無いよう努めている事業
- (1 0) 過去において、共催等名義使用承認に係る条件に違反していない事業
- (1 1) 事業の参加者に対して、主催者に係る団体への入会が前提若しくは勧誘が目的、又は寄付や物品の販売等が目的の事業の場合において、教育長が不相当と認めるものでないもの
- (1 2) 事業の実施に当たって、安全管理、公衆衛生、災害防止、個人情報取り扱い及びプライバシーへの配慮等の主催する事業に応じた必要な措置が講じられている事業
- (1 3) 教育委員会の施策・事業の遂行上等の理由により、教育長が不相当と認めるものでない事業

2 教育長は、前項に定める事業に準ずるもので、特に必要があると認めるときは共催等名義使用承認をすることができる。

(申請の手續)

第 5 条 共催等名義使用承認に係る申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、共催等名義使用承認申請書(第 1 号様式(第 3 条第 1 号に規定する公共団体が当該団体の定める様式により当該申請をする場合においては、当該団体の定める様式)。以下「使用承認申請書」という。)に次に掲げる資料を添付し、事業を実施しようとする日の 1 4 日前までに教育長に提出しなければならない。

- (1) 主催者の規約等及び組織の資料
- (2) 申請に係る事業の実施要領及び経費の収支予算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、申請に係る事業の実施に関する資料

2 前項の規定にかかわらず、教育長が共催等名義使用承認の申請に係る資料を既に保有しているとき、又はその他教育長が認めるときは、同項に規定する資料の全部又は一部の添付を省略させることができる。

3 教育長は、使用承認申請書の提出を受けた後、その内容に疑義が生じたときは、申請者に対し、必要に応じて関係資料の提出を求めることができる。

(承認通知)

第6条 教育長は、使用承認申請書の提出があった場合において、教育委員会の名義の使用を承認するときは共催等名義使用承認通知書(第2号様式。以下「使用承認通知書」という。)により、承認しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

2 教育長は、使用承認通知書の交付に当たり、必要な指示又は条件を付することができる。

3 申請者は、使用承認通知書の交付を受けるまでは、いかなる文書、図書等にも教育委員会の名義を記載することができない。ただし、教育長が特に認めた場合はこの限りでない。

(変更)

第7条 申請者は、前条第1項の規定により共催等名義使用承認を受けた後に事業計画に変更が生じた場合は、速やかに、共催等名義使用変更申請書(第3号様式(第3条第1号に規定する公共団体が当該団体の定める様式により当該申請をする場合においては、当該団体の定める様式)。以下「変更申請書」という。)を教育長に提出するものとする。

2 教育長は、変更申請書の提出があった場合において、教育委員会の名義の使用を承認するときは共催等名義使用変更承認通知書(第4号様式。以下「変更承認通知書」という。)により、承認しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

3 教育長は、変更承認通知書の交付に当たり、必要な指示又は条件を付することができる。

(承認の取消し)

第8条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、共催等名義使用承認を取り消すことができる。この場合において、教育長は、これらの処分によって生

じた損害の責めを負わない。

- (1) 申請に虚偽又は不正があったとき。
- (2) 共催等名義使用承認を受けた事業の内容を大幅に変更し、全く異なる内容の事業を実施し、又は実施することが明らかなとき。
- (3) 法令に違反したとき。
- (4) 第 6 条第 2 項及び前条第 3 項の指示又は条件に違反したとき。
- (5) 第 6 条第 3 項に違反して教育委員会の名義を使用したとき。
- (6) その他教育長が教育委員会の名義の使用を不相当と認めたととき。

(事業報告)

第 9 条 申請者は、第 6 条第 1 項及び第 7 条第 2 項の規定による承認を受けて実施した事業(以下「実施事業」という。)が終了したときは、事業終了後 30 日以内に事業報告書(第 5 号様式(第 3 条第 1 号に規定する公共団体が当該団体の定める様式により当該報告をする場合においては、当該団体の定める様式))に次に掲げる書類を添えて教育長に提出し、実施事業の報告をするものとする。

- (1) 実施事業に係る経費の収支決算書
- (2) 前号に掲げるもののほか、実施事業に係る資料

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により事業終了後 30 日以内に事業報告書を提出できない場合は、別に教育長が定める日までに提出するものとする。

(事務主管課等)

第 10 条 共催等名義使用承認に係る事務は、当該共催等に係る事業又は団体を主管する課又は教育機関等が処理するものとする。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請がなされた共催等名義使用承認の取扱いについて適用し、同日前に申請がなされた共催等名義使用承認の取扱いについては、なお従前の例による。

第1号様式(第5条関係)

共催等名義使用承認申請書

年 月 日

相模原市教育委員会教育長 あて

〒

申請者 所在地

団体名

代表者名

担当者氏名・連絡先

次の事業について、相模原市教育委員会の(共催・後援)の名義使用承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事業の名称			
事業の内容			
実施期間	年 月 日から	年 月 日まで	
実施場所			
入場料等	有(円)・無	対象者数	
名義を使用したい理由			
添付書類	1 団体の規約・会則 2 会員名簿 3 実施要領 4 収支予算書 5 チラシ・パンフレット等 6 その他()		
他の依頼先	共催() 後援()		
その他	初めて(共催・後援)申請する。 過去に(共催・後援)申請している。(年)		

第 2 号様式(第 6 条関係)

<p>共催等名義使用承認通知書</p> <p>相模原市教育委員会指令()第 号</p> <p>(所在地)</p> <p>(団体名)</p> <p>(代表者名) 様</p> <p>年 月 日に申請があった(共催・後援)名義の 使用については、次のとおり承認する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">相模原市教育委員会教育長 印</p>	
事業の名称	
事業の内容等	
承認の条件	<ol style="list-style-type: none">1 申請書の内容に変更があった場合は、直ちに報告してください。2 共催等名義使用承認通知書の交付後に、相模原市教育委員会の名義を使用してください。3 事業開催に係るチラシやポスター等を作成する場合は、事前に原稿を提出してください。4 申請書に虚偽があった場合又は教育長が必要と認める場合は、承認を取り消すことがあります。その場合、申請者が損害を受けても、相模原市教育委員会はその賠償の責めを負いません。5 事業に伴う事故及び問題に関しては、相模原市教育委員会は責任を負いません。6 事業終了後、30日以内に事業報告書(第5号様式)を提出してください。

第3号様式(第7条関係)

<p>共催等名義使用変更申請書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p>相模原市教育委員会教育長 へ</p> <p style="text-align: center;">〒</p> <p>申請者 <u>所在地</u></p> <p style="margin-left: 100px;"><u>団体名</u></p> <p style="margin-left: 100px;"><u>代表者名</u></p> <p style="margin-left: 100px;"><u>担当者氏名・連絡先</u></p> <p style="margin-top: 20px;">次の既承認事業について、変更承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p>	
既に受けた承認の 文番号及び年月日	相模原市教育委員会指令()第 号 年 月 日
事業等の名称	
変更理由	
変更内容	
その他必要な事項	

提出済み資料と変更があった資料を添付してください。

第 4 号様式(第 7 条関係)

共催等名義使用変更承認通知書

相模原市教育委員会指令()第 号

(所在地)

(団体名)

(代表者名) 様

年 月 日付け変更申請については、次のとおり承認する。

年 月 日

相模原市教育委員会教育長

印

事業の名称

事業の内容等

変更の
承認の条件

第 5 号様式(第 9 条関係)

事 業 報 告 書

年 月 日

相模原市教育委員会教育長 あて

〒

所 在 地

団 体 名

代 表 者 名

担当者氏名・連絡先

年 月 日付相模原市教育委員会指令()第 号で、
相模原市教育委員会の(共催・後援)名義の使用承認を受けて実施した
事業は、次のとおり終了したので報告します。

事業の名称			
実施期間	年 月 日から	年 月 日まで	
実施場所			
入場料等	有(円)・ 無	参加者数	
事業の 成果等			
ポスター等 の配布先			
添付書類	1 収支決算書 2 その他()		